

# 町民参画手続フロー図

町の執行機関（町長・教委・選管・監査委員・農委・固定資産評価審査委員会）が施策の企画立案を検討

**町民参画手続が必要かどうかの判断（第6条第1項）**

- ・総合計画及び町の基本的政策を定める計画の策定・変更（1号）
- ・町政に関する基本方針を定める条例の制定・改廃（2号）
- ・権利義務に係る条例の制定・改廃（3号）
- ・概ね総事業費が5億円を超える施設の設置・改修に係る計画の策定・変更（4号）
- ・町民の生活に影響を及ぼす施策の決定（5号）
- ・その他町長が必要と認めたもの（6号）

**町民政策提案（第9条）**

①町民自ら政策を提案	②町が政策提案を募集
（提案者要件） 年齢満20歳以上で町内に住所を有する10人以上の連署	
（提案内容） 現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案	

町民参画を実施しない

- 第6条第1項各号に非該当
- 第6条第1項各号に該当するが、同条第2項に該当

第6条第2項1・3・4・5号に該当

第6条第2項2号に該当（緊急性）

町民参画を実施すると判断  
 検討期間と施策の重要性を判断し適切な方法で意見聴取(複数組合せた実施に努める) (第7条・第8条)

提案を採択し町が企画立案する際は、町民参画手続の判断が必要

<p><b>(1)パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続</b></p> <p>【パブリック・コメント】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①施策の案を公表し、意見を募集（3週間以上の募集期間）</li> <li>②書面・FAX・電子メールにより意見提出</li> <li>③意見概要、修正案を公表</li> </ol> <p>【アンケート調査】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①アンケート実施の事前周知</li> <li>②アンケートの実施</li> <li>③集計・分析結果の公表</li> </ol> <p>【モニター制度】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①公募（無作為抽出公募を含む）</li> <li>②モニター意見の提出</li> <li>③意見内容の公表</li> </ol>	<p><b>(2)集会形態で町民と町の対話を通じ意見交換等する手続</b></p> <p>【町民説明会】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①議題や説明内容の要旨、開催日時等を周知し、参加者を公募</li> <li>②町民説明会の開催</li> <li>③開催記録を作成し、参加者の意見等を公表</li> </ol> <p>【ワークショップ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①議題や説明内容の要旨、開催日時等を公表し、参加者を公募（無作為抽出公募を含む）</li> <li>②ワークショップの開催</li> <li>③開催記録を作成し、参加者の意見等を公表</li> </ol>	<p><b>(3)会議形態で特定構成員の継続的な協議で合意を図る手続</b></p> <p>【審議会等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①審議会等の議論から意見聴取</li> <li>②委員の委嘱・任命は法令等の定めで公募できない場合を除き、原則公募を行う。</li> <li>③男女比率、幅広い人材登用に配慮</li> <li>④審議会等の開催記録を作成し、その内容を公表</li> </ol> <p>【ワークショップ】</p> <p>左記に同じ。</p>
--	---	---

**(4)町民自らの政策提案又は町募集の政策提案の検討結果公表手続**

町民との協働の取組みで相乗効果の期待できる政策立案、施策運営等が対象。町はその内容を庁内・関係団体と十分検討し、その結果を公表

①町民参画を経ず意思決定  
 ②町民自治推進委員会へ報告  
 ③町民参画を実施できなかった理由を広報・HPで公表

町民参画を経ず意思決定・事業の実施

町民自治推進委員会(第12条)

- ・町民参画実施状況
- ・町民参画推進条例運用状況
- ・町民参画の方法研究、改善
- ・町民参画推進条例の見直し
- ・その他町民参画の基本的事項を調査・審議する。

町民参画で提出された意見等を十分に検討し、町政運営に反映できるものを積極的に反映（第10条）

事業の実施、議会への提案など

**意見等の公表(第11条)**

町民参画の実施後3か月以内に次の2以上の方法で町民に結果公表

- ・町広報紙及び町HP掲載
- ・町揭示場への掲示
- ・役場担当窓口等での閲覧、掲示及び配布
- ・新聞等への広告掲載
- ・折込み広告の配布
- ・その他了知が可能な方法